

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現に向けて、更なる施策を推進するため、本県の女性を取り巻く現状や国の「第4次男女共同参画基本計画」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の成立等を踏まえ、今後5年間の指針となる計画を策定する。

また、本県においては、リニア中央新幹線の開業等に伴い、交通アクセスが格段に強化され、新たなライフスタイルの確立や、多様な働き方の実現が期待されることから、家庭・地域・職場といったそれぞれの場で、すべての男女が共に暮らしやすい社会の実現を目指す。

2 計画の性格

- ・「男女共同参画社会基本法」及び「山梨県男女共同参画推進条例」に基づく計画
- ・「女性活躍推進法」に基づく県の女性活躍推進計画
- ・「ダイナミックやまなし総合計画」の部門別計画

3 計画の期間 平成29年度～平成33年度 <5年間>

第2章 本県の現状と国の動き

1 男女共同参画推進の状況

(1)男女共同参画に関する意識

<固定的性別役割分担意識は変わってきている>

- ・特に若い世代の意識に変化がみられる。
- ・家庭、地域、職場において男性優遇と考える人の割合は減少。
- ※「男女共同参画社会」の周知度(72.4%→74.2%)

(2)地域社会や家庭

<指導的地位に占める女性の割合は低い>

- ・自治会などの地域活動を行っている人の割合は、男性約2割に対し女性は約1割。
- ・地域活動等の分野における、指導的地位に占める女性の割合は依然として低い。
- ※自治会長に占める女性の割合(1.6%→2.8%)

<働く女性の増加、男性の家事・育児時間の増加>

- ・共働き世帯数は専業主婦世帯数を上回り年々増加。
- ・男性の家庭参画への意識の高まりがみられる。
- ※父親の家庭教育参加促進フォーラムの参加人数(1,614人→1,995人)

(3)男女の働き方

<仕事と家庭を両立する環境は徐々に整備>

- ・第1子出産後も継続して働く女性の割合は増加。
- ・第2子以降の3歳未満児の保育料無料化の実施。
- ※男女いきいき・輝き宣言企業登録数(66企業→129企業)
- ※放課後児童クラブの利用人数(7,870人→8,707人)

<男性中心型労働慣行が続いている>

- ・男性の所定外労働時間は、女性の2倍以上。(1ヶ月あたり 男：18.1時間 女：6.7時間)
- ・子育て期の男性(30～40代)の所定外労働時間は他の年代より多い。

(4)男女の人権と健康

<女性に対する暴力等、人権に関わる課題は多い>

- ・女性に対する暴力は多様化し、DV相談件数も増加傾向。
- ※DV相談窓口の周知度(42.1%→42.7%)

<女性の健康を支える体制づくりの進展>

- ・産後に不安や負担を感じている母親は、約6割。
- ・産前産後の支援体制の整備。
- ※女性の健康に関する学習機会の提供(3回→23回)

注※印は、第3次計画(H24～H28)の成果目標の進捗状況。(基準値→現状値)

2 国の第4次男女共同参画基本計画の主な視点

- ・男性中心型労働慣行等の変革
- ・女性の採用・登用・人材育成のための取組の推進
- ・女性に対する暴力の根絶に向けた取組強化
- ・生活上の困難に直面する女性への支援

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

- ・トップの意識改革
- ・男女を通じた働き方の改革
- ・仕事と家庭を両立できる環境整備

第5章 推進体制

<～連携をキーワードに～>

- 庁内推進体制：県男女共同参画推進本部を中心に、各部局の連携による全庁一体となった取り組み。
- 多様な主体との連携：多様な主体が相互に連携し、協働することによる効果的な事業の実施。

第3・4章 計画の体系と内容

基本的考え方

男女共同参画に向けた意識改革や、女性の参画の拡大、男性の家庭参画の推進、仕事と家庭の両立支援等のこれまでの取り組みは、一定の成果が見られるが、さらなる推進のためには第4次計画においても継続して取り組む必要がある。さらに、本次では「女性の活躍」に視点をおき、男性中心型の働き方改革等に取り組み、家庭・地域・職場等のそれぞれの場で、男女ともに個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指す。

基本目標	重点目標	施策の方向	成果指標(主な項目)
I 男社女会め共をの同形参成識画する革	1 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識改革	○県民の理解を深めるための広報・啓発の充実 ○メディアに対する取り組み支援	男女共同参画フォーラム参加者数(264人→累計1,700人)
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	○学校における教育・学習の充実 ○生涯にわたる学習活動の推進 ○女性のための学習の充実 ○多様な文化に対する理解促進	キャリア教育の体験プログラムが有意義であったとする生徒の割合(→90%)
II おられる女性分野の活躍	1 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進	○男性中心型の働き方改革のための意識啓発(トップの意識改革等) ○ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等の取り組みの定着化	子育てと仕事の両立を支援する企業数(277社→352社)
	2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	○行政分野等における女性の参画の拡大 ○企業・団体等における女性の参画の促進 ○女性の人材育成	管理的職業従事者(会社役員・管理的公務員等)に占める女性の割合(13.3%→20.0%)
	3 能力開発の促進と働く環境の整備	○女性の能力開発促進のための環境の整備 ○女性の就業等に関する相談体制の充実 ○多様な子育て支援サービスの充実	女性(25～44歳)の有業率(73.75%→76.75%)
III 男による社会づくり参画	1 家庭における男女共同参画の推進	○男女共同参画による家庭づくり ○男性の育児参画の促進	県内企業における男性の育児休業取得率(1.6%→10.0%)
	2 地域・農山村における男女共同参画の推進	○地域社会活動への男女共同参画の推進 ○農山村における女性の活躍促進	女性を登用している市町村農業委員会の割合(41%→100%)
IV 男女の人権と健康に配慮した社会づくり	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	○女性に対する暴力の予防と根絶のための環境づくり ○配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 ○性犯罪等被害者への支援 ○セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進 ○ストーカー行為等への対策の推進	DV基本計画策定市町村数(12市町村→20市町村)
	2 生涯を通じた男女の健康支援	○ライフステージに応じた健康支援 ○妊娠・出産等における健康支援	健康寿命(平均寿命の延びを上回る健康寿命の延伸)
	3 高齢・障害・貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	○高齢者・障害者等に対する支援 ○生活上の困難を抱えた人々に対する支援	高齢者就職率(20.6%→26.0%)